

2008年4月～2018年3月

ダイジェスト版

Oshino harmony plan

一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らせる社会を目指して

男女共同参画計画

第2次忍野 ハーモニープラン

はじめに

「個人の尊重」と「法の下での平等」は日本国憲法にうたわれており、私たちが社会生活を送るうえで基本となる考え方です。また国際社会においては「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸に、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきました。

男女共同参画は、日本国憲法の原則を出発点に男女平等を目指し、国際的な動きと連携しながら、国や各地方公共団体、民間企業、学校教育などにおいて積極的な取り組みが進められてきました。忍野村においても2003年（平成15年）3月に第1次忍野ハーモニープラン（男女共同参画プラン）を策定し、平成15年度より様々な推進活動を展開してまいりました。

2008年（平成20年）3月の第1次計画期間の終了に伴い、現在の社会状況と住民の意向を汲んだ第2次プランの策定のため、2007年（平成19年）10月に「男女共同参画プラン策定および男女共同参画推進条例制定に関するアンケート」を実施し、この結果を踏まえた計画の素案を忍野ハーモニープラン推進委員会にはかりました。

現在、少子高齢化、情報化、国際化など急速な社会の変化が見られます。私ども地域を担う者としては、このような社会情勢への対応は急務であると感じており、男女共同参画社会の実現はこれらに対するもっとも確かな手段のひとつであると考えます。男女がともに、お互いの人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮し、喜びも責任も分か合いながら暮らせる社会の実現が大切であると痛感します。

これらのことを踏まえ、ここに「第2次忍野ハーモニープラン」を策定しました。あわせて、「忍野村男女共同参画推進条例（平成20年3月17日公布、同年4月1日施行）」を制定しました。

今後、男女共同参画を効果的に推進していくためには、村民の皆様方、企業の皆様方のご理解とご協力がなくてはなりません。誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会を目指して、皆様方とともに取り組んで参りたいと考えております。

最後に本プラン策定にあたり、ご尽力いただきました忍野ハーモニープラン推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成20年3月 忍野村長 天野康則



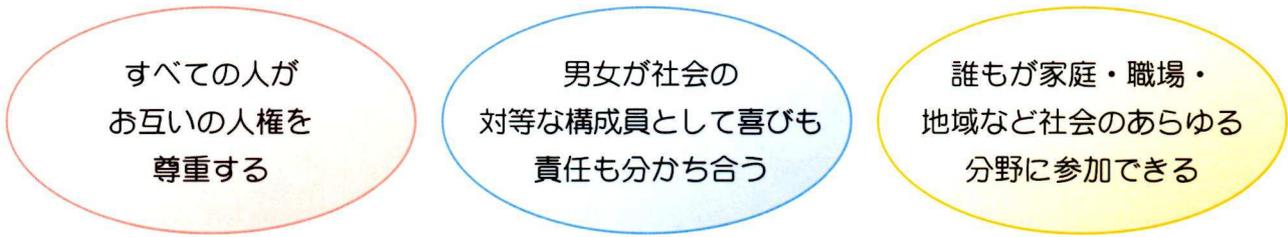
「ハーモニープラン」とは…

“男女がともに奏でる調和のとれた美しいメロディを”

との願いをこめて名づけました。

■ 本計画の趣旨 – 男女共同参画社会の実現に向けて –

● 男女共同参画社会の実現には次のことが重要となります。



これは、一人ひとりが自らの意思によって社会参画し、個性や能力を十分に発揮し、自分の人生をいきいきと充実したものにするために必要なことです。また、少子高齢化の進展など社会状況が急速に変化する中で、地域社会が活力を生み出していくためには、男女がともに支えあい、共同して参画のできる社会環境が必要となります。

「第1次忍野ハーモニープラン」策定から5年が経過し、社会情勢や生活環境は大きく変化しています。ここで、あらためて住民の意向を把握するとともに、これまでの取り組みを振り返って「第2次忍野ハーモニープラン」を策定しました。

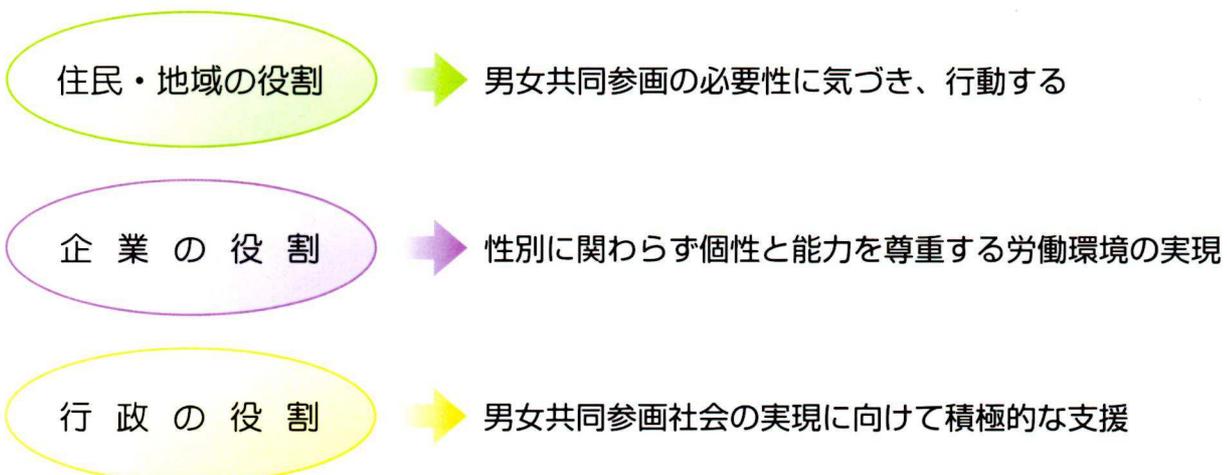
■ 計画の基本理念

男女がともに自分の意思で社会活動に参画し、差別や偏見なく、心豊かにいきいきと暮らせる社会環境を目指して、忍野村では次の基本理念を掲げます。

人権の尊重と男女の平等

この基本理念は、男女共同参画を進めるうえであらゆる施策の基礎となる考え方です。また、日本国憲法が求める「誰もが個人として尊重され、法の下に平等でなければならない」という原則に基づきます。

これらを踏まえ、住民・地域・企業・行政においてそれぞれの取り組みが必要となります。



■ 計画の性格

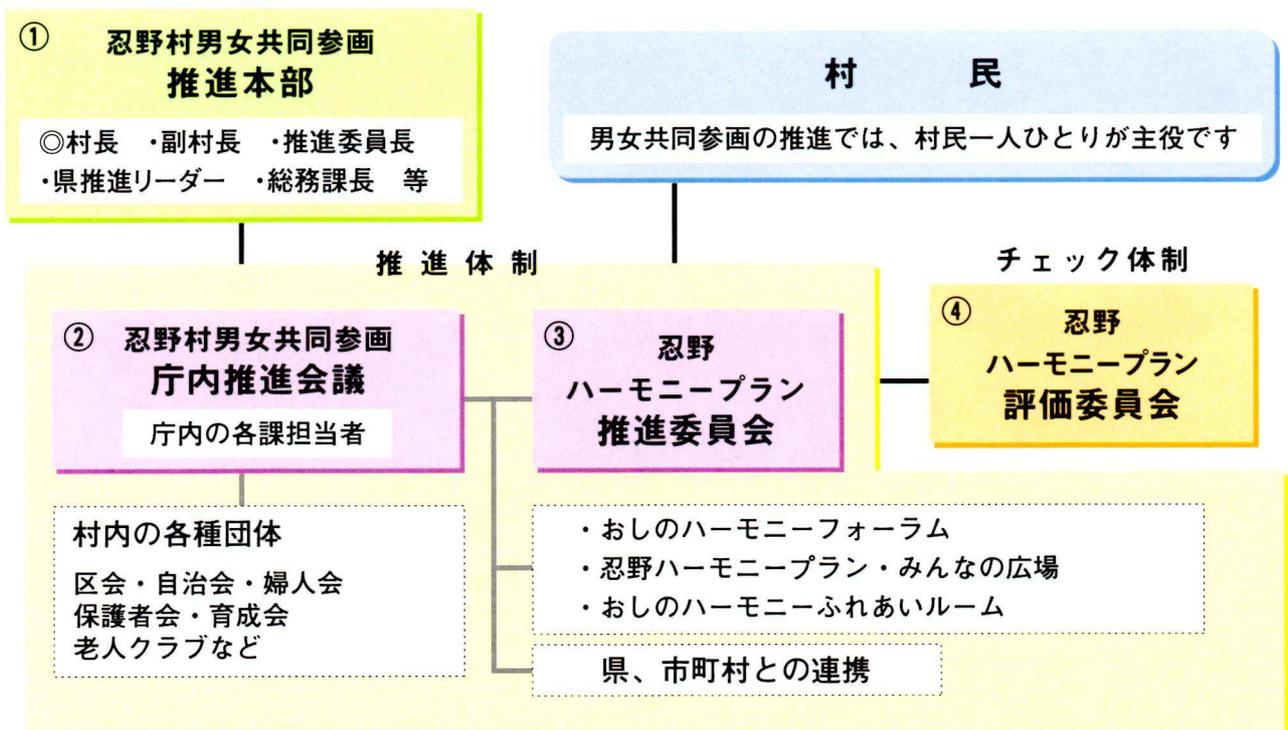
- ① 「第5次忍野村総合計画」の基本方針「自立と協働のむらづくり」の中に位置づけられ、村民、地域、企業、行政が連携を図り、忍野村の男女共同参画社会を実現するための施策の方向性を示したものです。
- ② 「男女共同参画社会基本法」の趣旨に基づき、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」および山梨県の「第2次山梨県男女共同参画計画」を踏まえたものです。
- ③ 「第1次忍野ハーモニープラン」をもとに、施策の推進状況、社会情勢の変化、村民の意向などを勘案して策定したもので、「ハーモニープラン推進委員会」で議論を重ね、忍野村の現状を踏まえた村民のための計画です。

■ 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間の計画です。平成24年度に数値目標の達成度の点検を行い、具体的な施策に反映させていきます。

■ 推進・チェック体制

- ① 推進本部は村長を長とした推進体制の統括で、全村を挙げての取組体制を構築します。
- ② 庁内推進会議は村内の関係団体と連携し、様々な場面において男女共同参画を進めます。
- ③ 推進委員会は役場と連携をとり、住民の視点による推進活動を行います。
- ④ 評価委員会は計画の推進状況のチェックを行い、評価結果を施策へ反映します。



■ 基本目標

● 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識の改革

「女性だから」「男性だから」といった性別による固定的な役割分担や偏見をなくし、性別に関係なく、対等に尊重され、個性と能力を十分に発揮できることが大切です。まずは身近なところに存在している男女格差について考えることが必要です。

● 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野において参画できるように、女性の意欲の向上や参画の機会の増加など、女性のチャレンジ支援を進めます。また、仕事や家庭、地域活動とのバランス（ワークライフバランス）が保てる社会環境をつくります。

● 基本目標Ⅲ 生涯を通じて男女が共に健やかに安心して暮らせる環境の整備

充実した社会生活を送るためには「健康」であることが必要不可欠です。そのために男女の身体的な性差に配慮した医療サービスが求められます。また、高齢者等が地域社会に参画できる環境の整備や介護・子育て支援など、地域でのサポート体制が必要です。

■ 重点プロジェクト

《 意識改革 》

1. 忍野ハーモニープラン 認知度の向上

一人ひとりが問題意識を持って、日常生活の中で気づき、意識改革を促すために、忍野ハーモニープランの意義、目指す方向について理解してもらえよう、積極的に周知していきます。

《 住民の参画の拡大 》

2. 忍野ハーモニープラン・ みんなの広場の設置

男女それぞれの視点から行政の政策等に意見、質問を投げ掛けることができ、男女共同参画推進のための研究・学習の拠点、情報交換の場を設けます。

《 生涯にわたる男女平等意識の啓発 》

3. おしのハーモニーふれあい ルームの設置

男女共同参画の広報、周知のために、村民が気軽に立ち寄ることができ、関連書籍やパンフレットの設置などの情報提供や各種相談ができるふれあいのスペースを設けます。

《 推進体制の強化 》

4. 推進体制とチェック体制 の構築

忍野村男女共同参画推進本部を中心とした推進体制を整え、関係機関と連携して計画を推進します。また、外部評価機関として「忍野ハーモニープラン評価委員会」を設けます。

忍野村の現状 (平成19年10月実施・村民アンケートより)

アンケートによると、日常生活の様々な場面において「男女格差」があることが分かります。日常生活や社会習慣の中にある男女を性別によって区別する「偏ったものの見方」をなくし、一人ひとりの個性と能力を認め合うことで、誰もが暮らしやすい社会になると考えます。

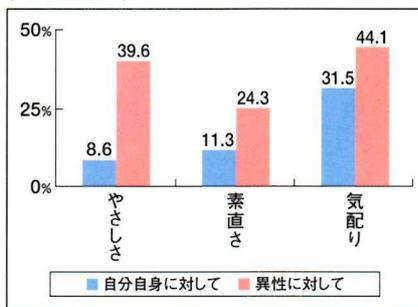
●女性には「やさしさ」、男性には「指導力」というイメージを求めていますか？

「異性に大切にしたいこと」で、男女間で意識の差が大きい上位3項目を見てみると、男性は「やさしさ」「素直さ」「気配り」、女性は「指導力」「包容力」「誠実さ」となっています。男性と女性とでは、異性に求めるイメージが異なっていることが分かります。

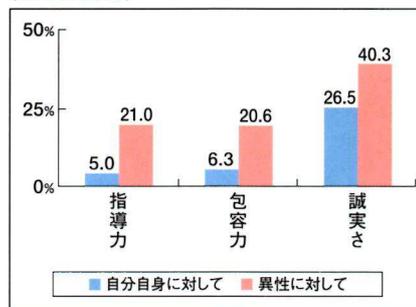
職場や地域活動においては、固定化された男女のイメージを押しつけず、男女が対等なパートナーとして信頼し合い、協力していくことが大切です。

職場や地域活動において、自分や相手に求めるイメージは？

(男性の回答)



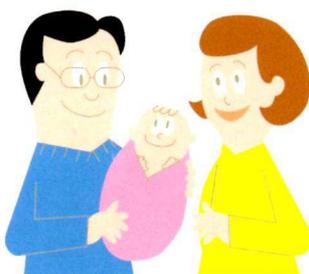
(女性の回答)



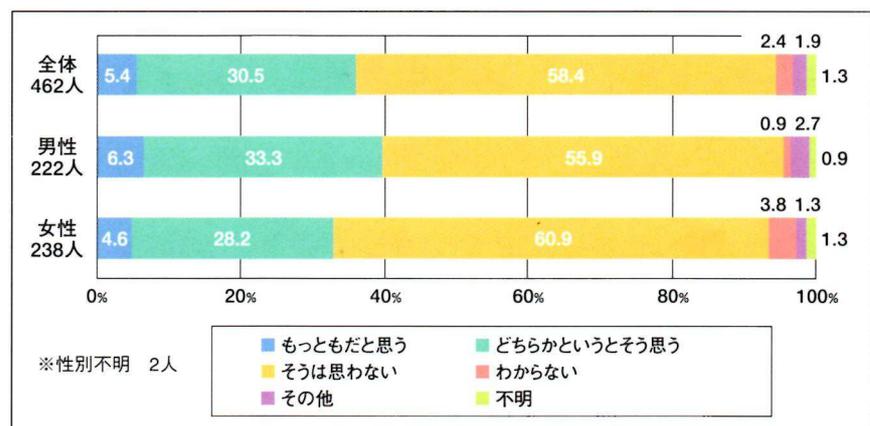
●日常生活や習慣の中で決められた役割分担がありませんか？

「男は仕事、女は家庭」といった考え方が依然としてあることが分かります。また、そう思っている傾向は、男性の方が若干強いようです。このことは裏を返すと、男性の仕事への過重な負担にもつながっていると考えられます。

男は仕事、女は家庭という考え方についてどう思いますか



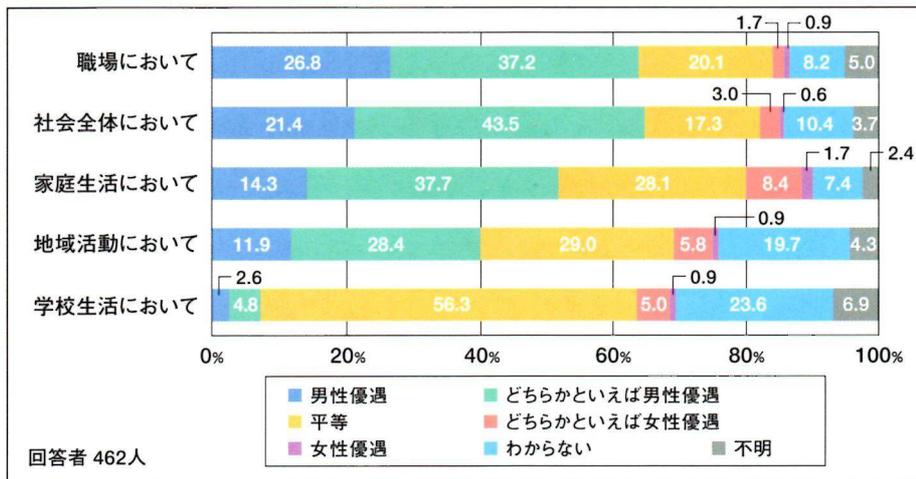
※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。



● 「職場」や「社会全体」などにおいて、多くの人が男性優遇と感じています！

学校生活においては約半数の人が平等と答えており、男女平等の意識づくりが進んでいることが分かります。しかし、家庭、職場、地域など身近なところでは、男性が優遇されていると感じている人が多くいます。このような男女格差の状況が、女性（異性）への暴力や性的嫌がらせなど、人権の侵害にも影響を及ぼしていると思われます。

様々な場面における男女の地位について

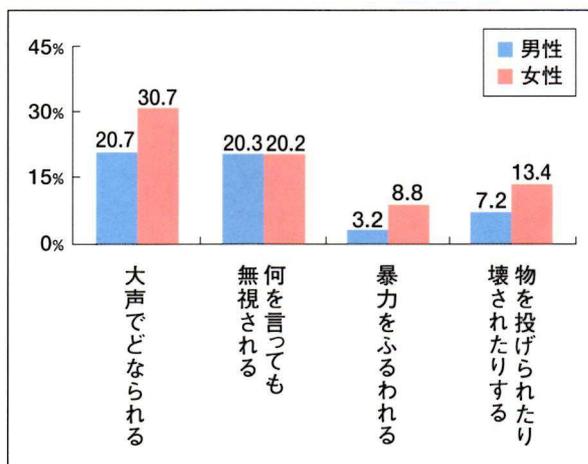


● ドメスティックバイオレンス（DV）で暴力をふるわれた女性の割合 ⇒ 8.8%

アンケートによると被害には女性が多いことが分かります。DVは配偶者や恋人などからの被害ということと、他人の目の届かないところで行なわれることが多いことから、相談しにくい状況にあると考えられます。

県の関係窓口や警察、人権擁護委員など公的な機関への相談は少なく、どこ（誰）にも相談しなかった人が多いというアンケート結果もあります。

ドメスティックバイオレンス（DV）の被害について



● 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識の改革

(重点課題1) 人権を尊重する意識の育成

- 男女がともにお互いの人格を尊重し、対等なパートナーとして協力し、支えあい、責任を持って社会参画ができるように、あらゆる場面における人権意識の醸成を図っていきます。
- セクシュアル・ハラスメントやドメスティックバイオレンスなどは女性に被害者が多く、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。被害者をなくすように、関係機関と連携し、相談窓口の周知や意識啓発などを行います。

〈 施策の方向1 〉 人権と性の尊重に基づく啓発活動の推進

- 様々な機会を通じて、男女共同参画に関する意識啓発、広報活動の推進
- 広報における人権の尊重
- 男女共同参画に関する資料収集と住民への情報の提供
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる村民・事業者の表彰

〈 施策の方向2 〉 女性に対するあらゆる暴力を許さない基盤づくり

- 女性への暴力に関する実態把握および関係機関との連携
- 女性に対する暴力を許さない社会環境づくりの啓発の推進
- 相談・保護体制の充実および周知の徹底

(重点課題2) 生涯にわたる男女平等意識の教育・啓発の推進

- 学校生活においては、比較的男女平等が実践されています。しかし、社会の中で、いつしか男女の固定的な役割を担い、差別や偏見の意識が形成されることも考えられます。学校教育で身につけた人権意識を持ち続けられるよう、生涯を通じた学習や意識の啓発を進めます。

〈 施策の方向1 〉 家庭における男女平等教育の推進

- 多様な家族形態の尊重
- 男性への意識啓発

〈 施策の方向2 〉 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- 男女平等観に立った人間形成を進める教育の充実
- 教職員に対する研修の充実
- 学校行事、課外活動等における慣習の見直し

〈 施策の方向3 〉 男女共同参画促進のための生涯学習の充実

- 男女共同参画推進リーダーの育成支援
- 学習機会の充実と拡大
- おしのハーモニーふれあいルームの設置



●基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

(重点課題1) 意思決定・政策立案過程の場への女性の参画促進

- これからの地域づくりは、男性や女性、高齢者、障害をもっている方など多くの人の参画により、多様な考え方のもと進めていくことが重要です。男女共同参画の視点では、女性がもっと村の政策決定に関われるようにすることが求められています。女性の意欲の向上や参画の機会の増加など、チャレンジする女性の積極的な支援を進め、審議会や委員会等への女性の参画を促していきます。

〈施策の方向1〉女性のエンパワーメントの促進

- 忍野ハーモニープラン・みんなの広場の設置
- 人材育成のための研修会への派遣支援
- 女性団体等への支援

〈施策の方向2〉村政への女性の参画の推進

- 村の審議会等への女性委員の登用の推進
- 村政への女性の意見の反映

〈施策の方向3〉女性に対する正当な能力評価と登用の促進

- 職域拡大と女性の管理職への登用の促進
- 働く女性の人材育成

〈施策の方向4〉地域活動等における女性意見の反映の促進

- 区会・自治会等の指導者に対する啓発
- 意思決定の場への女性参画の促進

(重点課題2) 家庭・地域社会などにおける男女共同参画の促進

- 家事や地域社会への関わり方は、家族構成や職業の有無など、それぞれの人の立場や状況によって異なります。夫婦や家族間で話し合い、お互いに協力してその負担が偏らないようにすることが大切です。現在、「女性は家事や育児、男性は仕事」というように男女間での役割分担意識が固定化している状況があります。女性の社会参画と男性の家庭参画が進むように意識啓発を進めます。

〈施策の方向1〉家庭生活における男女共同参画の促進

- 家事への男女共同参画の促進
- 子育てへの男女共同参画の促進
- 育児休業、介護休業制度の普及の促進

〈施策の方向2〉地域活動における男女共同参画の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の推進
- 地域活動、ボランティア活動への男女共同参画の促進
- 地域活動への参加の啓発
- 村の自治組織における男女共同参画の推進
- 地域防災体制における男女共同参画の推進

〈施策の方向3〉男女共同参画による国際社会への対応

- 国際交流・協力施策の推進



(重点課題3) 働く場における男女共同参画の促進

- 男女がともに個性と能力を尊重し合い責任を持って働くことができるように、また、ワークライフバランス（仕事と生活の均衡）が保てるように、育児・介護休業制度などの適切な運用の周知を図っていきます。また、パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務など、ライフスタイルに応じた多様な就業形態を可能にする環境の整備を進めていきます。

〈 施策の方向1 〉 男女が共に働きやすい環境づくり

- 職場における男女平等の実現
- 働く女性の母性保護・健康管理
- セクシュアル・ハラスメント防止のための環境整備
- 企業・事業所等における男女共同参画の推進状況の把握

〈 施策の方向2 〉 多様な就業形態を可能にする環境の整備

- パートタイム・派遣労働・家内労働等の状況把握および法規の周知徹底
- 女性起業家支援事業の促進
- 新しい就業形態への支援
- 再雇用制度の普及促進

〈 施策の方向3 〉 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進

- 家族従業者等として働く女性の環境の向上

● 基本目標Ⅲ 生涯を通じて男女が共に健やかに安心して暮らせる環境の整備

(重点課題1) 生涯を通じた健康づくりへの支援

- 現代社会ではストレスや生活習慣に起因する心身の健康問題が増えています。それぞれの健康状態に応じて自己管理ができるよう、健康増進についての情報提供や健康診断の周知など健康づくり事業の推進を図ります。また、男女間には身体的に異なる特徴があることを理解し、性差に応じた的確な医療の充実を図ります。

〈 施策の方向1 〉 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透
- 性についての正しい情報の提供

〈 施策の方向2 〉 心と身体の健康づくりの推進

- 母性保護と母子保健事業の充実
- 世代に応じた健康づくり事業の充実
- 心の健康づくりへの支援
- 健康をおびやかす問題への対策の推進

(重点課題2) 安心して暮らせる環境の整備

- 生涯にわたり充実した生活を送れるよう、また、少子高齢社会が進む中で、地域の活力を生み出すために、高齢者等が意欲に応じて地域社会に参画できる環境の整備を図ります。また、誰もが安心して、健やかに充実した生活を送ることができるように、地域内における育児や介護などのサポート体制の整備と充実を図ります。

〈 施策の方向1 〉 総合的な子育て支援の充実

- 保育サービスの充実
- 相談事業の充実
- 放課後児童対策の充実
- 育児休業制度の周知徹底と活用の促進

〈 施策の方向2 〉 高齢者・障害者が安心して地域で暮らせる福祉の充実

- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進
- 介護に関する啓発
- 介護休業制度の周知徹底と活用の促進
- 障害を持つ人に対する福祉サービスの充実
- ボランティア組織の連携・支援の強化
- 高齢者の社会参画の促進

■ 数値目標 (平成24年度と平成29年度の目標)

● 施策の推進に向けて

項 目		平成 19年	目標値			
			平成24年	平成29年		
● 基本 目標 Ⅰ	1	「忍野ハーモニープラン」の認知度を高める (名称も内容も知っている割合)	7.4%	100%	100%	
	2	「男尊女卑(男女差別)の考え方がある」と思う村民の割合の減少	49.4%	25%	12%	
	3	「男女共同参画」という用語の認知度を高める	59.7%	100%	100%	
	4	女性の暴力被害経験者の減少(計画期間内)	8.8%	0%	0%	
	5	女性のセクハラ被害経験者の減少	12.2%	6%	0%	
	6	「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な意見の減少 (「もっともだと思う」「どちらかというと思う」の合計)	35.9%	20%	12%	
	7	「社会全体における男女の地位」について平等と感じている 人の割合の増加	17.3%	50%	70%	
● 基本 目標 Ⅱ	8	審議会等への女性の参画率の増加	16.7%	25%	30%	
	9	女性の村の政策への参画意向の増加	5.5%	30%	40%	
	10	職場における「男性に有利」と感じる人の割合の減少				
		1. 賃金・給料・昇給		59.1%	50%	30%
		2. 待遇・登用		46.1%	35%	20%
		3. 責任ある仕事		58.2%	50%	30%
		4. 能力評価		45.0%	35%	20%
5. 能力開発(研修会等への参加)		38.7%	30%	20%		
6. 採用		37.4%	25%	15%		
● 基本 目標 Ⅲ	11	乳がん検診の受診率の増加(30歳以上対象、集団検診)	375人	400人	430人	
	12	子宮がん検診の受診率の増加(20歳以上対象、個別施設検診)	257人	300人	350人	
	13	男性の育児・介護休業取得者数の増加 ※平成19年の数値は、平成20年2月1日までの育児・介護休業の取得者 数。また、平成24年、平成29年の目標値はそれぞれ5年間での累計 取得者数。	0人	1人	2人	

忍野村の主な相談窓口

- 子育て支援・心の健康……………福祉課・保健衛生課〈忍野村保健福祉センター内〉▶ (84-7795)
- 介護福祉支援……………社会福祉協議会〈忍野村保健福祉センター内〉▶ (84-4121)

山梨県内の主な相談窓口

- 子育て・児童相談……………子育て総合窓口 かるがも ▶▶▶▶ (055-228-4152)
中央児童相談所 ▶▶▶▶ (055-254-8617)
- 雇用に関する相談……………山梨労働局 雇用均等室 ▶▶▶▶ (055-225-2859)
- 就業支援……………就業支援センター ▶▶▶▶ (055-251-3210)
- エイズ相談、検査……………富士・東部保健所 ▶▶▶▶ (0555-24-9035)
- 女性の健康について……………女性健康相談センター・ルピナス ▶▶▶▶ (055-223-2210)
- 心の健康について……………富士・東部保健福祉事務所 ▶▶▶▶ (0555-24-9035)
心の電話相談(ストレスダイヤル) ▶▶ (055-254-8700)
精神科救急医療相談窓口 ▶▶▶▶ (055-254-3119)
- 障害者支援……………障害者相談所 ▶▶▶▶ (055-254-8671)
- 人権侵害について……………甲府地方法務局人権擁護課 ▶▶▶▶ (055-252-7239)
女性の人権ホットライン(ナビダイヤル) ▶ (0570-070-810)
- 夫や恋人などからの暴力被害について(配偶者暴力相談支援センター)
女性相談所 ▶▶▶▶ (055-254-8635)
男女共同参画推進センターぴゅあ総合 ▶ (055-237-7830)
- 法律・消費生活相談……………県民生活センター ▶▶▶▶ (055-223-1366)
- やまなし女性の応援サイト (<http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/>)
・仕事、ボランティア、子育て、介護、健康など女性を支援するための情報提供を行っています

用語説明

※エンパワーメント：直訳すると「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等社会の実現に重要であるという考え方。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)：個人が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを意味するとともに、これらを楽しむ権利のことを言います。例えば、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどについて、当事者である女性に幅広い自己決定権を認める考え方です。

男女共同参画に関するお問い合わせ先 忍野村役場総務課

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514
電話：0555-84-3111 (代表) FAX：0555-84-3717
Eメール：soumu@vill.oshino.lg.jp